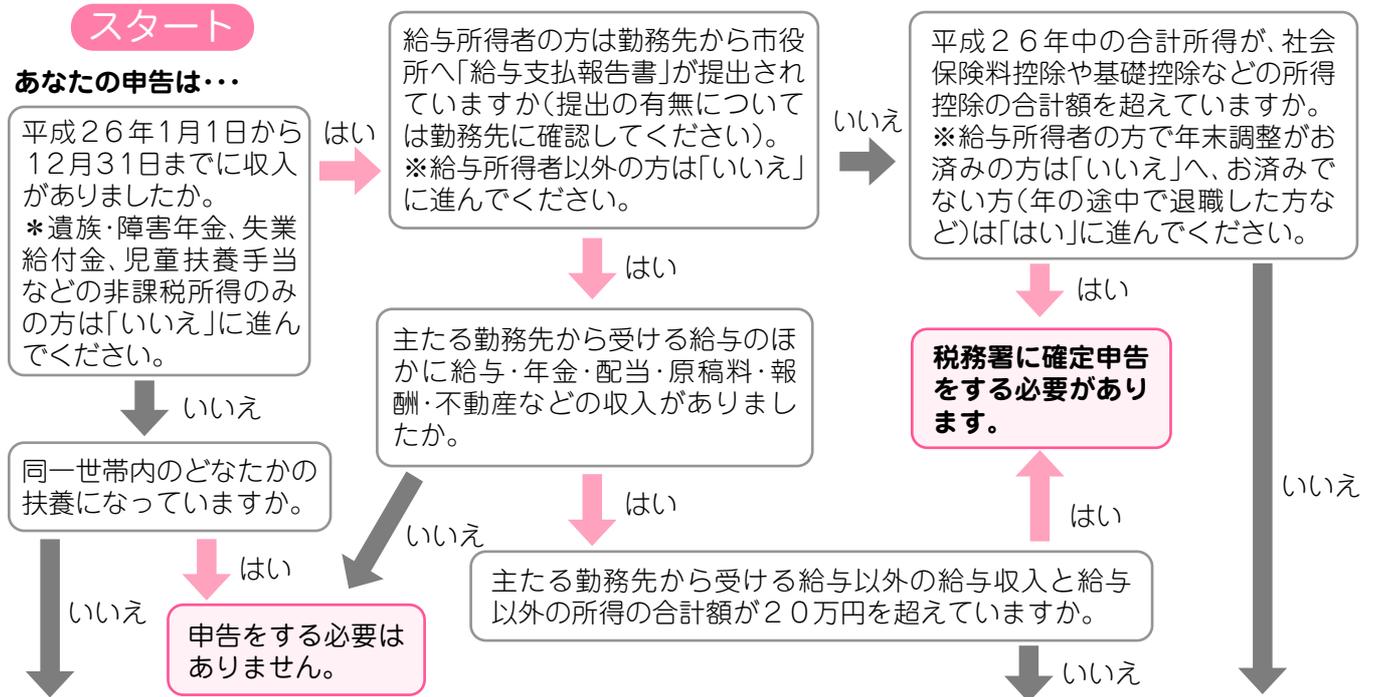


税の申告は正しくお早めに

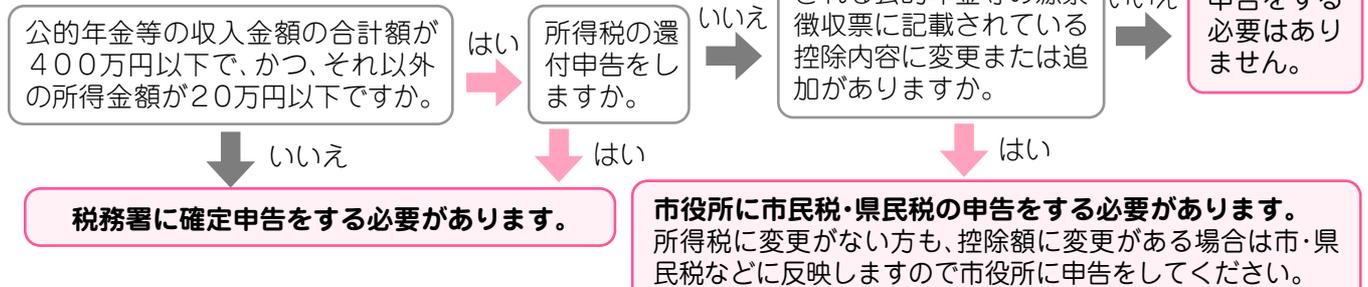
今年も税の申告時期になりました。平成26年分の確定申告の受付は、**「2月16日(月)から3月16日(月)まで」**です。



市役所に市民税・県民税の申告をしてください。

※収入のなかった方についても申告をしていただくことにより、国民健康保険税・介護保険料などの算定の基礎資料、ならびに児童手当など各種手当の申請、諸証明書の発行等の資料となります。

公的年金等に係る雑所得がある方はこちら



所得税(確定申告)の申告受付/税務署

確定申告書は、自宅のパソコンで作成して郵送が大変便利です!

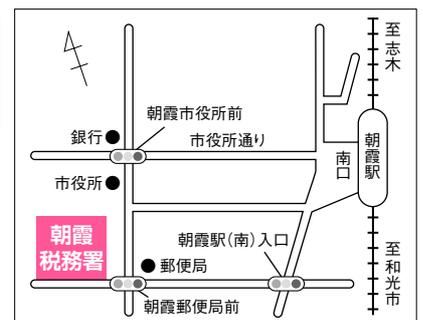
確定申告期間中は、申告会場は大変混雑します。申告書の作成には、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「確定申告書等作成コーナー」を利用していただき、郵送等でご提出ください。

平成26年分の所得税および復興特別所得税・個人消費税・贈与税の確定申告書の受付は、「2月16日(月)から3月16日(月)まで」です。朝霞税務署では、平日(月~金曜日)以外でも2月22日・3月1日の日曜日に限り、確定申告の相談・申告書の受付を行います(そのほかの土・日曜日は受付できません)。還付申告の方は、2月13日(金)以前でも申告できます。

国税庁ホームページ 確定申告 検索



朝霞税務署



復興特別所得税の記載漏れにご注意ください!

平成25年分から49年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告および納付をすることになります。昨年(平成25年分)の確定申告では、申告書を手書きで作成された方の中に、復興特別所得税の記載漏れによる申告誤りのある方が多く見受けられました。確定申告の作成に当たっては、復興特別所得税額欄の記載漏れの無いようご注意ください。

※国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただければ、税額などが自動的に計算され、計算誤りのない申告書を作成することができますので、是非ご利用ください。

プリントアウトした申告書は、添付書類とともに税務署(〒351-8601 朝霞市本町1-1-46 朝霞税務署個人課税部門宛)へ郵送してください。

送付いただく税務署の宛先も同時にプリントアウトされます。

※e-Taxの操作に関するお問い合わせは、e-Tax・作成コーナーヘルプデスク(☎0570-01-5901)へ

受付日時 / 1月13日(木)～3月16日(月)のうち、月～金曜日(2月11日(水・祝)を除く)および2月22日、3月1日・8日・15日の日曜日 午前9時～午後8時

※税に関する情報は国税庁ホームページへ

確定申告に関する問／朝霞税務署(☎467-2211、自動音声で「0」を選択)

市民税・県民税の申告は市役所または産業文化センターへ

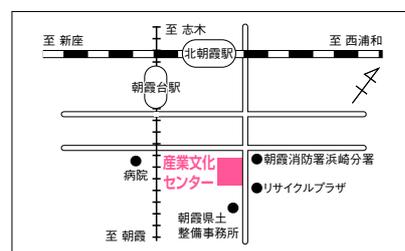
市民税・県民税の申告受付日程

受付会場	受付期間および時間
市役所別館 5階大会議室	2月16日(月)～3月16日(月)(土・日曜日を除く) 午前9時～午後4時 ※3月1日(日)の午前9時～午後4時は受付を行います。
産業文化センター 2階研修室	2月22日(日) 午前9時30分～午後4時

給与と所得者および年金所得者の所得税還付申告についても、上記のとおり受け付けています。

※事業・不動産・譲渡所得のある方、所得税の住宅借入金等特別控除の申告は、税務署での受付となります。

産業文化センター



市民税・県民税の申告に関する問／課税課 ☎463-2852～3

申告が必要な方

- 平成27年1月1日現在、朝霞市内にお住まいで平成26年中(1月1日～12月31日)に所得のあった方(アルバイト・パートによる所得があった方も該当します)
- 平成27年1月1日現在、朝霞市には住んでいないが市内に事務所・事業所等を所有している方

申告が不要な方

- 給与以外に所得がなく、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されている方(※給与支払報告書は、平成27年1月1日現在お住まいの市区町村に送付されます)
- 所得税の確定申告(還付申告を含む)をした方
- 同一世帯内のどなたかの扶養になっている方
(世帯が別の場合は申告が必要な場合があります)

申告に必要なもの

- ①印鑑
- ②【給与と所得者または年金収入のある方】平成26年分源泉徴収票等
- ③【事業所得等その他の所得のある方】帳簿類など所得金額が証明できるもの
- ④平成26年中(1月1日～12月31日)に支払った国民年金保険料・国民健康保険税(料)・長寿(後期高齢者)医療保険料・介護保険料などの社会保険料の支払証明書または領収書
- ⑤平成26年中(1月1日～12月31日)に支払った生命保険料・地震保険料および平成18年末までに締結した長期損害保険料の支払証明書
- ⑥【医療費控除を受ける方】平成26年中(1月1日～12月31日)に支払った医療費の領収書(保険等で補てんされた金

額がある場合は、金額のわかる書類等)

- ⑦【障害者控除を受ける方(被扶養者を含む)】身体障害者手帳など確認できるもの
- ⑧【学生の方】学生証または在学証明書
※郵送で申告する場合は、源泉徴収票・その他各種控除証明書および領収書を必ず同封(のり付け不要)してください。

申告を忘れると・・・

- 申告を忘れると、児童手当等を受けるときや保育園に入園するとき、融資を受けるとき、年金の免除申請をするときなどに必要な証明書等の発行ができません。
- 収入のなかった方についても、申告をしていただくことにより非課税証明書の発行、国民健康保険税・介護保険料などの算定の基礎資料となりますので、忘れずに申告してください。
- ご家族の方が申告や年末調整の際に、あなたのことを税法上の扶養(社会保険などの健康保険の扶養に入ることとは異なります)とする記載が漏れている場合もありますので、ご確認ください。この場合、ご家族の方の申告が必要となります。

確定申告不要制度(平成23年分から創設)

公的年金等に係る雑所得を有する方のうち、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、それ以外の所得金額が20万円以下の方は所得税の確定申告をする必要はありません。

ただし、日本年金機構等から送付される公的年金等の源泉徴収票に記載されている控除内容に変更または追加のある方は、市民税・県民税の申告が必要となります。

なお、所得税の還付を受ける場合は、所得税の確定申告が必要となります。